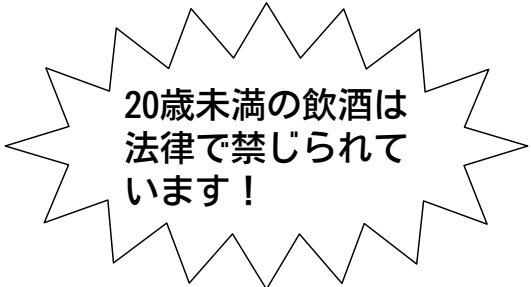


飲酒・薬物の注意・ソーシャルメディアの利用

大学在学中に 20 歳を迎え、飲酒の機会も増えると思いますが、自覚と責任を持ち節度ある行動に努めてください。

■酒（アルコール）と事故

サークルなどのコンパで、その場のノリで自発的に、あるいは強制的に、短時間にアルコールを大量に摂取し（イッキ飲み）、死亡した事例が起っています。また、飲酒が原因による転落事故、交通事故を引き起こす可能性もあります。



**20歳未満の飲酒は
法律で禁じられて
います！**

■アルコールハラスメントについて（アルハラ）

お酒を他人に強制的に飲ませることを「アルコールハラスメント」と言います。

断る勇気を持とう。

飲酒の適応量には個人差があり、その日の体調により酔い方も異なります。無理な飲酒は急性アルコール中毒等を引き起こし、死に至る場合があることを認識して、勧められても「断る」勇気を持ちましょう。

！

イッキ飲みを強要したり、はやし立てるだけでも刑事・民事責任を問われる！

- 脅迫して無理やり飲ませた場合
 - 傷害罪（15 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金もしくは料料）
- 酔いつぶれた仲間に必要な保護をせずに死に至らしめた場合
 - 保護責任者遺棄致死罪（3 ヶ月以上 15 年以下の懲役）
- 傷害行為を扇動した場合
 - 傷害現場助勢罪（1 年以下の懲役または 10 万円以下の罰金もしくは料料）
- 酒が弱いのを知っていて無茶な飲み方をさせ、急性アルコール中毒になった場合
 - 過失傷害罪（30 万円以下の罰金または料料）
- 急性アルコール中毒で死亡した場合
 - 傷害致死罪（3 年以上の有期懲役）または過失致死罪（50 万円以下の罰金）

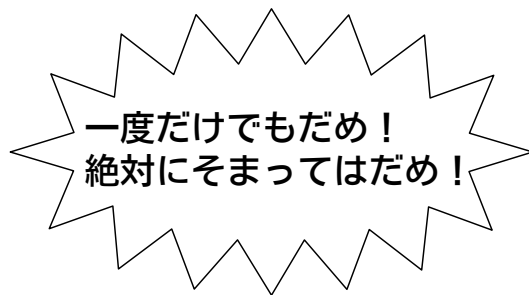
その他、訴訟や調停による損害賠償金を支払わなければならないケースも。

**責任は重大。それでもあなたは
「イッキ飲み」をさせますか？**

◎ 薬物使用禁止

■ 大麻・覚せい剤の害

- 使用しなくても所持しただけで大麻取締法・覚せい剤取締法により罰せられます。
- 神経を興奮させる作用があり、一時的に頭がさえたような感覚になります。
- 激しい脱力感、疲労感や倦怠感に襲われます。
- 薬物が切れるときの不快感から逃れようとして、最初に味わった気分を求めて連続して使用するようになり、中毒が進行すると幻覚や妄想の症状が現れ、錯乱状態に陥り、暴行殺人など重大な犯罪を起こすことがあります。



! ——— **たった一度が命取り** ———

- 最初は興味本位で試しに一度だけだと思っても、一度薬物を使用するとなかなかやめられなくなり、慢性薬物中毒者となってしまう
- 一定の効果を得るために次々と量を増やしていかなければならない

◎ ソーシャルメディアの利用について

- ソーシャルメディア（電子掲示板、Twitter、Facebook、YouTube、Instagram、LINE、ブログ等）の利用は、多様なコミュニケーションツールとして、情報の発信・収集が便利な反面、思わぬトラブルを招くこともあります。危険が多く潜んでいることを意識し、以下のルールを守って安全な利用を心掛けてください。

1. 法令の遵守

日本国憲法をはじめとする、諸外国の各法令を遵守する。

2. 知的財産を侵害しない

著作権・肖像権・商標権・特許権などの権利を侵害しない。

3. 個人情報・プライバシー情報の保護

自身や他人の許可を得ていない個人情報を公開しない。

4. 守秘義務を守る

就活、実習、ボランティア、アルバイト等で得た情報の取り扱いに十分注意する。

5. 日本福祉大学の学生である自覚を持つ

情報発信は正確かつ慎重に。本学学生として、誠実で責任ある行動を。